

地域間・産業間連携労働力確保事業 よくある質問と回答（例）

| | 質問 | 回答 |
|----|--|---|
| 1 | 『「すぎ人工林伐採重点区域」を含む市町村数が過半を占めている』について、よくわかりません。 | WEBサイトに詳細な説明がありますので、そちらを参照してください。 |
| 2 | 地域間連携・産業間連携の両方とも申請できますか？ | 申請できます。 |
| 3 | 申請条件として「認定事業主」あるいは「選定経営体」とありますが、これは送り出し側も対象となりますか？ | 申請者となる受入側事業者のみが対象となります。 |
| 4 | 外国の技能実習生は対象となりますか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・産業間連携の場合は、対象外となります。 ・地域間連携の場合は、送り出し事業者において在留資格を得て林業に既に従事している場合は対象となります。その場合、指導員が指定されていると思いますので、その方も同行されることが前提となります。 |
| 5 | 地域間連携について、送り出し側でも申請できますか？ | 申請できません。受入側事業者と相談して受入側事業者から申請してください。 |
| 6 | 地域間連携について、受け入れ側と送り出しのどちらに助成金が入りますか？ | 申請者となる受入側に助成金が支払われます。 |
| 7 | 地域間連携について、主伐・再造林以外の保育（下刈り、間伐等）も対象となりますか？ 広葉樹の作業も対象となりますか？ | 対象となります。当該事業は地域間や産業間の連携により労働力を確保することを目的としており、樹種や施業種、伐採量や施業面積は問いません。 |
| 8 | 地域間連携について、重機の運搬費用は助成対象になりますか？ | 旅費が対象となるため運搬費用は対象外になります。 |
| 9 | 地域間連携について、既に国の造林事業を活用していますが本事業と併用は可能ですか？ | 本事業は、造林事業や森林整備事業では支援できなかった「労働力の調整」に対して支援するものであり、併用は可能です。 |
| 10 | 地域間連携について、森林組合が受入側として申請した場合、送り出し側は直営でも下請けでも使えますか？ | 申請者が「認定事業主」あるいは「選定経営体」であり、送り出し側と請負契約を結ぶことが条件になりますので、それを満たしていれば問題ありません。 |
| 11 | 地域間連携について、レンタカー利用でトラックなども対象となりますか？ | 旅費が対象となるためトラックなどの運搬を目的とした車種は対象外となります。 |
| 12 | 産業間連携について、他産業から中途採用して林業現場で働いている者がいますが、産業間連携の対象になりますか？ | 既に林業を主とする業務に就いている方は対象となりません。 |
| 13 | 産業間連携について、森林組合等の事務担当者や製材工場の作業員は対象になりますか？ | 林業を主としていないので対象となります。 |
| 14 | 産業間連携について、大型トラックの免許取得のための研修は対象となりますか？ | 林業安全作業に直接関係のないトラックや普通自動車の免許取得は「安全講習等」とは見なせないため、当助成の対象外となります。 |
| 15 | 産業間連携について、需用費のうち消耗品として、研修に使用する苗木、獣害防止柵資材、チェーンソー、安全装備品（防振手袋・ヘルメット・防護ズボン・チェーンソーブーツ等）は計上できますか？ | 計上できません。 |
| 16 | 産業間連携について、「使用料」として、伐倒研修の準備に際し発生する、立木購入費を積み上げることは可能ですか。また、伐倒後の植栽研修の準備として、伐倒木搬出費、地拵え費などは可能ですか。 | 計上できません。 |
| 17 | 事業名が「令和6年度」となっていますが、令和7年度の誤りではないですか。 | 当事業は令和6年度補正予算の事業のため、事業名が「令和6年度」となっています。 |